

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則(1) 2
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(2) 2
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(3) 2
- 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4) 2

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(1) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の指定事項の変更の告示(2) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(3) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(4) 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(5) 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(6) 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(7) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(8) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(9) 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(10) 3
- 建築基準法に基づく道路指定の告示(11) 3
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(12) 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(13) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(14) 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(15) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(16) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(17) 4

- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(18) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(19) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(20) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(21) 4
- 令和6年10月1日世田谷区告示第599号の一部を訂正する告示(22) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定事項の変更の告示(23) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(24) 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(25) 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(26) 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(27) 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(28) 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(29) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(30) 5
- 令和6年4月1日世田谷区告示第238号の一部を訂正する告示(31) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(32) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(33) 5
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の全部の効力の停止の告示(34) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(35) 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示(36) 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(37) 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(38) 6
- 地方自治法に基づく予算の公表(39) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(40) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(41) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(42) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(43) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(44) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更

- 及び供用開始の告示(45) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(46) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(47) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(48) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(49) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(50) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線分一部廃止の告示(51) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(52) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(53) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(54) 7
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(55) 7
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(56) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(57) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(58) 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(59) 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(60) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(61) 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示(62) 8
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(63) 8
- 令和6年4月1日世田谷区告示第246号の一部を訂正する告示(64) 8
- 令和6年4月1日世田谷区告示第247号の一部を訂正する告示(65) 8
- 世田谷区自転車条例に基づく自転車等放置禁止区域の指定の告示(66) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(67) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(68) 9

公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(1) 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(2) 9
- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(3) 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(4) 9

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(5) 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(6) 9
- 訓令甲(教)
- 世田谷区学校職員の名札着用に関する規程の一部改正(1) 9
- 告示(農)
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(1) 10
- 告示(監)
- 地方自治法に基づく令和6年度定期監査の結果の報告の公表(1) 10

規 則

次に掲げる規則を公布する。
 令和7年1月31日
 世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区規則第1号**
世田谷区組織規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第2号**
世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第3号**
世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 世田谷区規則第4号**
世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。
 別表第1の2の部烏山総合支所副支所長の款世田谷区烏山まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区南烏山六丁目2番19号」を「東京都世田谷区南烏山六丁目4番26号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年2月25日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

様式省略

第19号様式の(1)の1を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和7年2月3日から施行する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例(令和6年12月世田谷区条例第54号)の施行期日は、令和7年2月25日とする。

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別記第1号様式」を「第1号様式」に改める。

第5条第1項第5号中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同項第16号中「第8条の19第1項」を「第8条の19」に改め、同項第27号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第12条中「別記第7号様式」を「第7号様式」に改める。

第13条中「別記第8号様式」を「第8号様式」に改める。

第14条第1項中「別記第9号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2項中「別記第10号様式」を「第10号様式」に改める。

第15条中「別記第11号様式」を「第11号様式」に改める。

第16条第1項中「別記第12号様式」を「第12号様式」に改め、同条第2項中「別記第13号様式」を「第13号様式」に改める。

第17条中「別記第14号様式」を「第14号様式」に改める。

第20条中「別記第15号様式」を「第15号様式」に改める。

第21条中「別記第16号様式」を「第16号様式」に改める。

第3号様式を次のように改める。

様式省略

第5号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第27号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式及び第5号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

告 示

◎世田谷区告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和7年1月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 やすらぎケア芦花烏山店
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区南烏山四丁目2番11号ストックマンション烏山302号
- 3 事業者の名称 やすらぎケア株式会社

- 4 廃止届受理年月日 令和6年12月19日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第3項の規定による変更の届出及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第1項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月世田谷区規則第25号)第8条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年1月6日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第3号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年1月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リニエブラ ッツ二子玉川
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区上野毛二丁目22番14号COR T I L E T A M A G A W A B棟2階
- 3 申請者の名称 株式会社リニエR
- 4 指定年月日 令和7年1月1日
- 5 障害児通所支援の種類 児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援

◎世田谷区告示第4号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年1月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ネオキッズ世田谷スタジオ
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区経堂五丁目21番8号グランツ経堂1階
- 3 申請者の名称 株式会社I

<p>4 指定年月日 T療育ラボ 令和7年1月1日</p> <p>5 障害児通所支援の種類 児童発達支援・放課後等デイサービス</p>	<p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-4</p> <p>2 変更の区間 世田谷区下馬六丁目51番77の内から51番74の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 9.32メートル 幅員 0.18メートルから0.21メートルまで 面積 1.86平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年1月7日</p>	<p>1 路線名 特別区道</p> <p>2 指定区間 世田谷区奥沢一丁目3番先から世田谷区奥沢一丁目4番先まで</p> <p>3 指定年月日 令和7年1月7日</p>
<p>◎世田谷区告示第5号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年1月6日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第10号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和7年1月7日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイサービスしえるのお庭</p> <p>2 事業所の所在地 千葉県香取市沢12番地5</p> <p>3 事業者の名称 特定非営利活動法人印旛こあんすの郷</p> <p>4 指定年月日 令和6年12月10日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第13号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和7年1月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 42-G060</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧)世田谷区南烏山五丁目713番5地先無番から713番1地籍無番まで (新)世田谷区南烏山五丁目713番5地先無番から713番1地籍無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和7年1月8日</p>
<p>◎世田谷区告示第6号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年1月6日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第11号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和7年1月7日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 第203号</p> <p>2 指定年月日 令和6年12月24日</p> <p>3 指定する道路の種類 道路法(昭和27年法律第180号)による道路</p> <p>4 道路の区域 世田谷区大蔵四丁目89番45及び89番43</p> <p>5 道路の幅員 5.83から6.01メートルまで</p> <p>6 道路の延長 25.57メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第14号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区若林三丁目108番60</p> <p>3 変更の区域 延長 86.75メートル 幅員 1.00メートル 面積 87.73平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年1月8日</p>
<p>◎世田谷区告示第7号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年1月6日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第8号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月7日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 20-6</p> <p>2 変更の区間 世田谷区船橋一丁目127番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 15.83メートル 幅員 0.99メートルから1.00メートルまで 面積 15.84平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第15号 区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和7年1月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 23-Z063</p> <p>2 区間 世田谷区桜丘三丁目2769番3から2769番5まで</p> <p>3 区域</p>
<p>◎世田谷区告示第8号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月7日</p>	<p>◎世田谷区告示第12号 車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。 この関係図面は、令和7年1月7日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月7日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第9号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月7日</p>
<p>◎世田谷区告示第9号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月7日</p>	<p>◎世田谷区告示第10号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和7年1月7日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第11号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和7年1月7日 世田谷区長 保坂展人</p>
<p>◎世田谷区告示第9号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月7日</p>	<p>◎世田谷区告示第12号 車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。 この関係図面は、令和7年1月7日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月7日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第13号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和7年1月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 42-G060</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧)世田谷区南烏山五丁目713番5地先無番から713番1地籍無番まで (新)世田谷区南烏山五丁目713番5地先無番から713番1地籍無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和7年1月8日</p>

世田谷区公報

延長	50.72メートル
幅員	0.91メートルから 2.07メートルまで
面積	93.06平方メートル
4 用途	区管理水路

◎世田谷区告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区瀬田五丁目172番14
- 3 供用開始の区域
延長 3.32メートル
幅員 0.28メートルから
0.38メートルまで
面積 1.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月8日

◎世田谷区告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区玉川三丁目149番20から149番21の内まで
- 3 供用開始の区域
延長 23.26メートル
幅員 1.10メートルから
1.47メートルまで
面積 30.54平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月8日

◎世田谷区告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和7年1月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号
第2940号
- 2 指定変更年月日
令和7年1月7日
- 3 指定変更の位置
世田谷区若林四丁目291番11の一部、
291番12の一部、
291番46の一部及び
292番8の一部
- 4 道路の幅員
6.00メートル

5 道路の延長	変更前 11.68メートル	変更後 0.00メートル
6 申請者氏名	学校法人國士館 理事長 大澤 英雄	

◎世田谷区告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢二丁目398番2の内
- 3 変更の区域
延長 7.94メートル
幅員 0.18メートル
面積 1.44平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月8日

◎世田谷区告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢四丁目628番14の内
- 3 変更の区域
延長 6.97メートル
幅員 0.16メートルから
0.18メートルまで
面積 1.24平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月8日

◎世田谷区告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤五丁目520番73の内
- 3 変更の区域
延長 16.84メートル
幅員 0.16メートルから
0.24メートルまで

面積	3.58平方メートル
4 供用開始の期日	令和7年1月8日

◎世田谷区告示第22号

令和6年10月1日世田谷区告示第599号の一部を次のように訂正する。

令和7年1月8日

世田谷区長 保坂展人

告示中「東京都世田谷区東京都世田谷区松原五丁目58番6号」を「東京都世田谷区松原五丁目58番6号」に訂正する。

◎世田谷区告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第3項及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（令和元年11月世田谷区規則第49号）第7条第1項の規定により告示する。

令和7年1月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ABAスクールペッピーパッチ
- 2 事業所の所在地
(変更前)
東京都世田谷区赤堤二丁目46番6号
(変更後)
東京都世田谷区松原五丁目58番6号
- 3 申請者の名称
一般社団法人PEEPY PATCH
- 4 変更年月日
令和6年10月1日
- 5 障害児通所支援の種類
児童発達支援

◎世田谷区告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南島山四丁目1754番5地先無番
- 3 変更の区域
延長 8.90メートル
幅員 2.14メートルから
2.85メートルまで
面積 22.47平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月14日

◎世田谷区告示第25号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和7年1月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 42-Z073
2 区間 世田谷区南烏山四丁目1762番7地先無番から1759番2地先無番まで
3 廃止の期日 令和7年1月14日

◎世田谷区告示第26号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和7年1月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 (1) 42-G163 (2) 42-G164
2 指定する起終点 (1) 世田谷区南烏山四丁目1762番7地先無番から1762番3地先無番まで (2) 世田谷区南烏山四丁目1754番6地先無番から1759番2地先無番まで
3 用途 区管理道路

◎世田谷区告示第27号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年1月15日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第28号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年1月15日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第29号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年1月15日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区南烏山四丁目371番8の内
3 変更の区域 延長 8.78メートル 幅員 0.76メートルから0.84メートルまで 面積 7.03平方メートル
4 供用開始の期日 令和7年1月15日

◎世田谷区告示第31号

令和6年4月1日世田谷区告示第238号の一部を次のように訂正する。

令和7年1月16日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 供用開始の区間 世田谷区若林三丁目227番73
3 供用開始の区域 延長 13.04メートル 幅員 0.87メートルから0.88メートルまで 面積 11.53平方メートル
4 供用開始の期日 令和7年1月17日

◎世田谷区告示第33号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 44-1
2 変更の区間 世田谷区若林三丁目227番74
3 変更の区域

- 延長 14.00メートル
幅員 0.10メートルから0.21メートルまで
面積 2.50平方メートル

- 4 供用開始の期日 令和7年1月17日

◎世田谷区告示第34号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の10第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の全部の効力の停止をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和7年1月17日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第35号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和7年1月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区北烏山七丁目2266番58
3 変更の区域 延長 9.27メートル 幅員 0.71メートルから0.74メートルまで 面積 6.99平方メートル

◎世田谷区告示第36号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ケアセンター桜丘亭
2 事業所の所在地 東京都世田谷区桜丘五丁目4番4号1階
3 事業者の名称 株式会社快適支援
4 廃止届受理年月日 令和7年1月8日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第37号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年1月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ジャパンスタッフ
2 事業所の所在地 東京都世田谷区中町四丁目28番8号

世田谷区公報

<p>3 事業者の名称 ファインヒル上野毛201 ジャパンスタッフ株式会社</p> <p>4 指定年月日 令和7年2月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>令和7年1月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区岡本一丁目1210番11</p> <p>3 変更の区域 延長 7.77メートル 幅員 0.72メートル 面積 5.92平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年1月22日</p>	<p>令和7年1月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 23-D113-07</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜丘二丁目2636番57の内</p> <p>3 変更の区域 延長 19.23メートル 幅員 0.14メートルから 0.28メートルまで 面積 4.42平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年1月22日</p>
<p>◎世田谷区告示第38号 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和7年1月20日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 イコール世田谷ケアマネセンター</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目1番1号</p> <p>3 事業者の名称 有限会社イコールネクスト</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和7年1月6日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第42号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原二丁目699番15の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.20メートル 幅員 0.52メートルから 0.59メートルまで 面積 4.70平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年1月22日</p>	<p>◎世田谷区告示第45号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 12-D040-04</p> <p>2 変更の区間 世田谷区太子堂五丁目165番4の内</p> <p>3 変更の区域 延長 5.43メートル 幅員 0.39メートルから 0.40メートルまで 面積 2.17平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年1月22日</p>
<p>◎世田谷区告示第39号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した次の予算について、同法第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。 令和7年1月20日 世田谷区長 保坂展人 令和6年度世田谷区一般会計補正予算（第5次） 別添省略</p>	<p>◎世田谷区告示第43号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 13-D484-09</p> <p>2 変更の区間 世田谷区野沢二丁目92番3の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.53メートル 幅員 0.54メートルから 0.59メートルまで 面積 4.27平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年1月22日</p>	<p>◎世田谷区告示第46号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年1月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区南鳥山一丁目178番9</p> <p>3 変更の区域 延長 75.75メートル 幅員 0.64メートル 面積 48.59平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第40号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月21日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 杉並区下高井戸一丁目122番18の内から122番17の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 15.54メートル 幅員 0.22メートルから 0.26メートルまで 面積 3.99平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和7年1月21日</p>	<p>◎世田谷区告示第44号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>	<p>◎世田谷区告示第47号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年1月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>
<p>◎世田谷区告示第41号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年1月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>		

28-1
 2 変更の区間
 世田谷区南烏山六丁目808番10から808番12まで
 3 変更の区域
 延長 22.92メートル
 幅員 0.11メートルから0.42メートルまで
 面積 8.74平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和7年1月24日

◎世田谷区告示第48号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
32-D314-05
- 2 変更の区間
世田谷区野沢四丁目250番8の内
- 3 変更の区域
延長 5.66メートル
幅員 0.10メートルから0.63メートルまで
面積 1.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月24日

◎世田谷区告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
39-30
- 2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1817番11の内
- 3 変更の区域
延長 14.50メートル
幅員 0.10メートルから0.18メートルまで
面積 2.13平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月24日

◎世田谷区告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-8
- 2 変更の区間
世田谷区経堂五丁目837番2地先無番から837番3地先無番まで
- 3 変更の区域
延長 16.74メートル
幅員 1.20メートル
面積 20.09平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月24日

◎世田谷区告示第51号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G038
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区経堂五丁目837番1地先無番から846番1地先無番まで
(新)世田谷区経堂五丁目837番1地先無番
- 3 廃止の期日
令和7年1月24日

◎世田谷区告示第52号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和7年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G038-01
- 2 指定する起終点
世田谷区経堂五丁目844番地先無番から846番1地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第53号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-D366-08
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目349番18の

内
 3 変更の区域
 延長 13.02メートル
 幅員 0.71メートルから0.92メートルまで
 面積 11.17平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和7年1月24日

◎世田谷区告示第54号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷四丁目5000番16の内から918番5の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.25メートル
幅員 0.63メートル
面積 7.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月24日

◎世田谷区告示第55号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和7年1月24日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区岡本三丁目23番先から世田谷区岡本三丁目21番先まで
- 3 指定年月日
令和7年1月24日

◎世田谷区告示第56号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和7年1月24日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区駒沢三丁目19番先から世

田谷区駒沢三丁目15番先まで
3 指定年月日
令和7年1月24日

◎世田谷区告示第57号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和7年1月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和7年1月28日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢五丁目1165番11の内
- 3 変更の区域
延長 14.75メートル
幅員 0.00メートルから
0.20メートルまで
面積 2.39平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月28日

◎世田谷区告示第58号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和7年1月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和7年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
34-25
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢五丁目1159番13の内から1159番17の内まで
- 3 変更の区域
延長 13.14メートル
幅員 0.36メートル
面積 4.80平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月29日

◎世田谷区告示第59号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
この関係図面は、令和7年1月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和7年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D018-07
- 2 変更の区間
世田谷区下馬四丁目26番41の内
- 3 変更の区域
延長 5.08メートル
幅員 0.62メートル
面積 3.18平方メートル

4 供用開始の期日
令和7年1月29日

◎世田谷区告示第60号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
この関係図面は、令和7年1月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和7年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
44-G090
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷五丁目995番12から995番11まで
- 3 変更の区域
延長 16.46メートル
幅員 0.63メートル
面積 11.44平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月29日

◎世田谷区告示第61号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和7年1月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和7年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
33-32
- 2 変更の区間
世田谷区等々力八丁目67番90
- 3 変更の区域
延長 6.76メートル
幅員 0.09メートルから
1.02メートルまで
面積 3.86平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年1月29日

◎世田谷区告示第62号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和7年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービス和楽
- 2 事業所の所在地
東京都大田区大森南二丁目6番14-107号
- 3 事業者の名称
有限会社フルケア
- 4 廃止届受理年月日
令和7年1月17日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第63号
介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
令和7年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
サンケイビルウェルケアケアプランセンター世田谷
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区上用賀四丁目1番8号
- 3 事業者の名称
株式会社サンケイビルウェルケア
- 4 廃止届受理年月日
令和7年1月20日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第64号
令和6年4月1日世田谷区告示第246号の一部を次のように訂正する。
令和7年1月30日
世田谷区長 保坂展人
告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第65号
令和6年4月1日世田谷区告示第247号の一部を次のように訂正する。
令和7年1月30日
世田谷区長 保坂展人
告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第66号
世田谷区自転車条例（昭和59年3月世田谷区条例第14号）第37条第1項の規定により、令和7年2月1日から次の区域を自転車等放置禁止区域として指定するので、同条第2項の規定に基づき告示する。
令和7年1月31日
世田谷区長 保坂展人

- 1 禁止区域の名称
小田急電鉄小田原線成城学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 2 指定の区域
整理番号 区域の種類
成5 特別区道
指定の区域
世田谷区成城二丁目140番3から
成城二丁目140番4まで
- 3 指定日
令和7年2月1日
- 4 指定の区域図
別図のとおり
別図省略

◎世田谷区告示第67号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和7年1月31日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和7年1月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区北烏山九丁目1880番6の内

3 変更の区域
 延長 24.05メートル
 幅員 0.62メートルから
 0.63メートルまで
 面積 15.26平方メートル

4 供用開始の期日
 令和7年1月31日

◎世田谷区告示第68号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
 この関係図面は、令和7年1月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和7年1月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 36-5

2 変更の区間
 世田谷区野沢一丁目62番8の内

3 変更の区域
 延長 6.94メートル
 幅員 2.61メートルから
 2.71メートルまで
 面積 21.27平方メートル

公 告

◎世田谷区公告第1号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和7年1月6日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜丘四丁目 3217番1の一部 3217番4の一部 3217番5 3217番6 3217番7 3217番8 3217番9 3218番2 3218番17 3218番20 3219番1の一部 3219番6 3219番7の一部 3219番10 3226番4	東京都世田谷区 桜丘四丁目24番10号 小川 茂松

3226番5の一部 3226番6 3226番7 3226番8 3227番1の一部 3228番4 3228番5の一部 3228番6 3228番7

◎世田谷区公告第2号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和7年1月8日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 喜多見七丁目 3197番1 3197番3 3197番4 3197番5 3197番6 3197番7 3197番8 3197番9	東京都世田谷区 喜多見七丁目19番17号 城田 耕一

◎世田谷区公告第3号
 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。
 令和7年1月10日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区公告第4号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和7年1月10日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 八幡山二丁目 46番2の一部 266番29 266番30 266番32 266番33 266番66 269番1先無番 269番2 269番5 269番6 269番7	東京都狛江市 和泉本町三丁目11番9号 株式会社あさひホーム 代表取締役 藤田 利佐夫

270番1 270番1先無番 270番2 270番3 270番4 270番5 270番6 270番7 270番8 270番9 270番10 270番11 270番12 270番13 270番14 270番15 270番16 270番17

◎世田谷区公告第5号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和7年1月24日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 中町一丁目 40番3 40番6	東京都千代田区 大手町一丁目9番2号 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 宮島 正治

◎世田谷区公告第6号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和7年1月24日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 上馬五丁目 30番16 30番60	東京都中央区日本橋 室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹

訓 令 甲 (教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第1号
 世田谷区立幼稚園
 世田谷区立小学校
 世田谷区立中学校
 世田谷区立学校給食調理場
 世田谷区学校職員の名札着用に関する規程(平成16年4月世田谷区教育委員会訓令)

甲第5号)の一部を次のように改正する。
 令和7年1月30日
 世田谷区教育委員会
 第2条各号列記以外の部分中「次」を「世田谷区立幼稚園、世田谷区立小学校及び世田谷区立中学校並びに世田谷区立学校給食調理場に勤務する次」に改め、同条に次の1号を加える。
 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(東京都から報酬を受けている者に限る。)
 第3条中「別表」を「第1号様式」に改める。
 第4条第1項中「世田谷区立幼稚園、世田谷区立小学校及び世田谷区立中学校並びに世田谷区立学校給食調理場に勤務する職員」を「職員」に改める。
 第6条第2項中「様式」を「第2号様式」に改める。
 別表を削る。
 様式を第2号様式とし、同様式の前の1号様式を加える。
 様式省略
 附 則
 1 この訓令は、令和7年2月1日から施行する。
 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の世田谷区学校職員の名札着用に関する規程の規定により名札が貸与されている者に係る名札の制式については、この訓令の施行の日から令和7年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

世田谷区監査委員 田 中 文 子
 同 市 川 穰
 同 下 山 芳 彦
 同 高 橋 昭 彦

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第1号
 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第18回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。
 令和7年1月27日
 世田谷区農業委員会会長
 穴 戸 幸 男
 1 開催日時 令和7年1月30日(木)
 午後3時00分
 2 開催場所 区役所東棟9階第5委員会室
 3 審議事項
 (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第1号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和6年度定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、公表する。
 令和7年1月17日

6世監第186号
令和7年1月9日

世田谷区議会議長様
世田谷区議会議長様
世田谷区教育委員会様
世田谷区選挙管理委員会様
世田谷区農業委員会様

世田谷区監査委員 田中 文子
同 市川 穰男
同 山下 芳昭
同 高橋 昭彦

令和6年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。
なお、本監査にあたっては、中根秀樹前監査委員は令和6年11月30日まで、市川穰監査委員は同年12月1日以降関与しました。

令和6年度

定期監査報告書

世田谷区監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項に基づき令和6年度の定期監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき実施した。

第1 監査の概要

1 対象部局等

- (1) 総合支所・本庁については、別表1 令和6年度定期監査対象部等一覧(総合支所・本庁)のとおり。
- (2) 施設等については、別表2 令和6年度定期監査対象施設等一覧のとおり。

2 対象事項

- 監査の対象とする事項は、次のとおりとした。
- (1) 令和5年度における財務事務及びその他の事務の執行
- (2) 令和6年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

3 実施期間

令和6年5月から同年11月までとした。

4 実施方法

- 監査は、監査委員及び事務局により、次の方法により実施した。
- (1) 監査委員による監査
 - 監査対象事項について、監査資料等による審査を行うとともに、必要に応じて関係部課長等から事情聴取を行う。
- (2) 事務局による監査
 - 監査対象事項について、監査資料等による調査、検証を行うとともに、必要に応じて担当者から事情聴取を行う。

5 着眼点

- 監査の着眼点は以下のとおりとした。
- (1) 監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施した。
- (2) 監査対象部局の事務事業の執行について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施した。
- (3) 前年度監査において、改善や訂正等を要するとした財務に関する事務に着眼して実施した。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことを踏まえ、令和5年度以降の事務事業の変化に着眼して実施した。

別表2

令和6年度定期監査対象施設等一覧

- 1 監査委員による監査 10月9日から11月7日まで
- 2 事務局による監査 9月3日から10月23日まで
- 3 監査対象施設等

施設区分	実施基準	施設数	施設名
まちづくりセンター	4年	7施設	下馬 上馬 北沢 等々力 二子玉川 喜多見 烏山
出張所	4年	2施設	二子玉川 烏山
清掃事務所	毎年	3施設	世田谷 玉川 砧
児童館	5年	5施設	上町 代田南 森の 成城さくら 上北沢
保育園	5年	10施設	太子堂 赤堤 上北沢 下馬 上馬 中町 用賀 烏山北 小梅 喜多見
公園管理事務所	隔年	3施設	北沢 玉川 砧
土木管理事務所	隔年	3施設	北沢 玉川 砧
幼稚園	5年	1施設	桜丘
小学校	5年	12施設	弦巻 代田 三軒茶屋 池尻 笹原 奥沢 尾山台 玉堤 烏山 船橋 山野 下北沢
中学校	5年	6施設	富士 弦巻 玉川 用賀 千歳 三宿
地域図書館	4年	3施設	奥沢 桜丘 上北沢
その他施設	3年	2施設	民家園 郷土資料館

別表1

令和6年度定期監査対象部等一覧(総合支所・本庁)

1 監査委員による監査

領域	対象部局	実施日
総合支所	世田谷総合支所	6月25日
	北沢総合支所	6月27日
	玉川総合支所	6月26日
	砧総合支所	6月25日
	烏山総合支所	6月24日
	政策経営部 DX推進担当部	7月31日
企画総務領域	総務部 庁舎整備担当部 区長室	
	危機管理部	
	財務部 施設営繕担当部	
	会計室	
	区議会事務局	
	選挙管理委員会事務局	
	監査事務局	
	区民生活領域	
	生活文化政策部	8月1日
	地域行政部	
保健福祉領域	スポーツ推進部	
	環境政策部	
	経済産業部 農業委員会	
	清掃・リサイクル部	
	保健福祉政策部	8月2日
	高齢福祉部	
	障害福祉部	
	子ども・若者部 児童相談所	
	世田谷保健所	
	都市整備政策部	8月6日
都市整備領域	防災街づくり担当部	
	みどり33推進担当部	
	道路・交通計画部	
	土木部	
	教育領域	
教育委員会事務局	8月5日	

- 2 事務局による監査 総合支所 5月8日から5月21日まで
本庁 5月10日から6月19日まで

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の着眼点に沿って実施した監査の結果、財務に関する事務について、以下のとおり、是正や改善を求める指摘事項等が認められた。また、軽微な誤りや検討を要する事項については、是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、各所管課においては適正な事務の執行に努められたい。その他の事務事業については、おおむね適正に執行されたいと認められる。

2 是正や改善を求める事項

監査の結果、適正な処理を徹底するために次に示すような是正や改善を求める事項が認められた。当該所管課はもとより、他の所管課においても事務処理の見直しや改善の参考とされ、根拠法令を遵守した適正な事務の執行に努められたい。

(1) 法令を遵守した適正な支出事務を求めるもの

都市計画課では、建築基準法第78条及び世田谷区建築審査会条例に基づき、建築審査会(以下「審査会」という。)を設置し、法に基づき審査請求に対する裁決の議決や法施行に関する重要事項の調査審議を行っている。現在審査会には5人の委員と2人の専門調査員が任命されており、審査委員会には、会議出席等に伴い、世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「同条例」という。)に基づき報酬が支給される。また、近接地外の居住地から会議に出席している委員に限り、費用弁償として同条例第4条第3項に基づき特別旅費が支給されるが、その内訳は「鉄道費、船賃、航空費、車賃及び宿泊料の5種」と規定されている。しかし、審査会委員のうち近接地外の居住地から出席している1名に対し、同条例に規定されていない日当1,500円を含めて支出していたことが判明した。附属機関の構成員への報酬等は、条例で規定されており、その規定に反した支給は極めて不適切である。また、審査会委員に対する報酬等の支出においては、年度当初及び実際の支出時には、支出対象者、金額、支出方法、支出科目等について所属長を決定権者とする事案決定を行っているが、決定関与者、決定権者ともに不適切な支出を見落としていた。

都市計画課では、時効完成前の過去5年間に遡る過払払い分延べ58回計87,000円分の返還を、令和6年度に支給予定の費用弁償を過払払い分相当額まで支給しない方法により進めている。しかし、現年度の返納は元年度の歳出科目に戻入すべきであり、出納閉鎖期間を過ぎて返納されるものは新年度の雑入として調定し歳入管理すべきである。今後関係所管課と協議し、適切な方法で処理を進められたい。

返還に伴う手続きは相手方への負担を強いることにもなり、ひいては区

政への信頼を低下させることにもなりかねない。支出に際しては複数の確認や審査が行われるにもかかわらず、不適切な支出の見落としが発生していたことは各々のチェック機能が十分果たせているとは言えない。

今後、同様の事案が繰り返されることのないよう、前例にとらわれることなく、根拠法令の確認や順守の徹底はもちろんのこと、執行にあたっての事案決定行為や支出事務において見落とし等のないよう、適正な事務処理を徹底されたい。

(2) 適正な契約事務を求めるもの

地域学校連携課では、放課後の遊び場対策(BOP)として、各新BOPの備品等を購入している。令和6年3月に新BOPの3施設に3台のOASチーrolロッカーを購入するとして、相見積もりの結果、227,700円(内訳@103,000円×1台+@52,000円×2台+消費税)で3月26日に発注した。この時、@103,000円のOASチーrolロッカー1台は、他の2台のロッカーと同一のものであるが、費用には設置場所に置かれていた机、椅子の引き取り費用も含まれていた。また、翌27日には、納品されたOASチーrolロッカーの設置作業中に、1箇所の新BOP事務局長から、「この作業に合わせて、既存の耐震固定していないロッカーも固定してほしい。」と設置業者に相談があり、業者と地域学校連携課が協議して既存ロッカーの固定を併せて実施した。作業終了後、設置場所に置かれていた机、椅子の引き取り費用を含むOASチーrolロッカーの購入金額(227,700円)と、既存ロッカーの固定費用(16,500円)の合計額244,200円を1件の請書兼請求書において支払いを行った。この時、請書兼請求書の内訳が@74,000円×3台+消費税となっており、既存ロッカーの固定費用の記載がなかった。OASチーrolロッカーの備品登録についても、81,400円(74,000円+消費税)で登録している。

今回の契約では、OASチーrolロッカーの購入単価に、机、椅子の引き取り費用及び当初見積書では含まれていなかった既存ロッカーの固定費用が含まれており、当初の契約時とは内容・金額が異なった状態で支払いまでを完了させている。加えて、備品管理上も実態と異なる価格で記録している。会計において、正しい区分にて業務を処理し、正しい決算につなげていくことこそ基本であり、その観点から見ても誠に遺憾である。

会計業務に携わる担当者及び管理・監督者は区規則等に則した事務の執行を心掛け、不適切な事務執行とならないように事務管理を徹底されたい。

3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、令和5年度を中心とする監査対象期間において、区が実施している財務に関する事務及び事務事業の執行

状況について、区の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて意見を述べる。

(1) 財務に関する事務について(適正な処理を徹底すべき事項、全庁的に取り組むべき課題)

指導事項のうちリスクアプローチ(注)による観点から、大きなミスにつながるおそれがあるものや基本的な事項の理解が不足しているものについて記載する。各所管課においては、事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

注 リスクアプローチとは、行財政運営上の様々なリスク(組織目的の達成を阻害する要因)をあらかじめ識別し、そのリスクの量的・質的重要性を評価して監査を行う手法をいう。

①適正な契約事務について

ア 契約権限の委任事務について

世田谷区契約事務規則(以下「契約事務規則」という。)第3条第1項は、契約権限の委任について規定しており、別表で所管課長(区立小学校長及び区立中学校長を含む。)において行うことができる契約は、定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の記録の契約、原則として1件予定価格50万円以下の契約、付合契約としている。しかし、所管課長の行った複数の契約で、次のような事例が見受けられた。
・企画総務領域所管における片倉維持管理用品類の購入契約で、契約業者、契約日、納期、納品日及び検査日が同一の契約が2件、契約業者、契約日が同一、納期、納品日及び検査日が近接日の契約が2件あり、それぞれの契約金額の合計が50万円を超えていた。

例年、合理的な理由もなく履行範囲や履行期限を分けるなど競争入札を選べることを目的として、意図的に所管課契約にしたと判断せざるを得ない事例が見受けられる。地方自治法上、契約方法として一般競争入札が原則であることを踏まえ、契約の内容、履行期間等を十分精査した上で、価格面においても経済的な予算執行となるよう、適正な契約の締結に努められたい。また、所管課長は職員に対して契約事務規則の内容を周知徹底するとともに、同様の契約時期が重複することのないよう計画的な予算執行を図られたい。

イ 見積書の徴取について

随意契約にしようとするときは、契約事務規則第39条及び第40条の規定に基づき、契約担当者はあらかじめ予定価格を定めるとともに、

契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならぬとされている。しかし、令和5年度の監査においても1人からしか見積書を徴取していない、あるいは全く見積書を徴取しておらず、「所管課契約チェックシート」等に特段の理由の記録もない事例が多く見受けられた。見積書は契約行為の根拠となるものであり、契約の申込みを明らかにし、かつ、区の予定価格に照らし合わせて申込み価格の妥当性を判断するためのものである。これまでの監査においても繰り返し意見を述べてきているが、契約の実務担当者は、見積書徴取の意義を認識するとともに、「所管課契約チェックシート」を活用するなど、適正な事務処理に努められたい。

ウ 仕様書の作成について

区は、令和5年3月7日付で総務課長・教育総務課長連名「適正な契約事務の徹底について(依頼)」により、契約内容の明確化について注意喚起を行っている。契約内容について、契約相手方と疑義が生じないようにするため、仕様書には、履行日・期限、履行場所、履行内容、契約条件等を具体的に明瞭に記載されたい。また、仕様書に「その他詳細は、区職員が指示する」等の記載をしている事例が複数見受けられたが、履行内容が不明確になるだけでなく、職員個人の裁量によることや職員と相手方従事者とが労働者派遣法違反の直接の指揮命令関係にあると定めているようにも解釈でき、不適切な契約内容になりかねないので、「その他詳細は、区担当課と協議の上、決定する」等の記載に改めるよう留意されたい。

エ 履行確認の正確性の確保について

区が工事もしくは製造その他の請負契約又は物品の買入れその他の契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため又はその給付の完了の確認をするため、必要な監督又は検査を行わなければならない(地方自治法第234条の2第1項)。しかし、履行内容を確認するために必要な写真帳の未提出や作業報告書を受領した日付の未記載、完了届日と検査日の誤記載、日付や履行場所等の鉛筆書きなど、検査不備な状況があるにも関わらず検査を完了し支払を行っている契約が見受けられた。契約事務規則第56条第3項及び第56条の2の規定に基づき検査員は、履行された内容が品質、規格、性能、数量等において、契約内容と適合しているか否かについて、適正に検査を行わなければならない。検査員はその職責を十分に理解し、契約書、仕様書その他関係書類及び履行内容が十分確認できる資料(日報・月報・作業報告・写真等)に基づいて適正な検査業務に努められたい。

②支出額・相手方誤り、遅滞のない支出事務について

公金の支出は、契約事務規則や各補助金交付要綱等に基づき、適正な金額を算出し、審査を経て、適正なシステム処理による支出手続きを行うべきである。しかし、複数の所管において次のような事例が見受けられた。

- ・区民生活領域所管及び保健福祉領域所管において、誤って請求書と異なる請求額を財務システムに入力して相手方に支払い、後日、支払先からの連絡により金額の誤りが判明した。
- ・保健福祉領域所管において、傷病手当金の支給額算定を誤り、過払いとなった。
- ・保健福祉領域所管において、附属機関の委員報酬について、現任委員に支払うべき報酬を誤って前任委員に支払った。
- ・都市整備領域所管において、許可申請の2年毎の更新手続きの際に、前回の許可申請時の申請手数料の計算間違いに気づき、過払い分の還付手続きを行った。

支払額や支払先の誤りは決してあってはならないことであり、誤りを繰り返さないため、各所管課は、再度事務手続きやチェック機能の見直しに努められたい。

財務システムへの入力内容と請求金額等の相違による支払ミスからは、所管課の確認不足は言うまでもないが、支出にあたっての審査機能の低下も危惧される。先ほども述べたが、支払額と支払先の誤りは決してあってはならないことである。所管課の実務担当者のみならず、区全体でリスク軽減の手法を検討し、適正な支出処理に努められたい。

また、履行検査合格後は債権者の請求書（請求書を徴し難い場合その他会計管理者が請求書を徴する必要がないと認める場合を除く）に基づき、速やかな支出手続きをすべきである。また、普通地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならぬ（地方自治法第208条第2項）が、複数の所管において次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管における郵便物の後納料金の支払いにおいて、担当が財務システムの処理完了を確認しないまま事務処理を終了させたため、支出の処理が遅れた。
- ・企画総務領域所管において、所属する学会から2年分の会費請求があり、確認したところ令和4年度分の支払漏れが判明した。

支出事務の遅れは区民や事業者との信頼を損なうものであり、また、予算執行上の事故につながるおそれがある。金額によっては遅延損害金が発生し、区に損失を与える場合もある。事務処理手順を見直すとともにチェック体制を強化するなど、速やかに支出手続きを行われない。また、過年度案件の支出は会計年度独立の原則に反する支出である。適正な事務処理に努められたい。

③備品の管理について

区で購入・取得した備品は、備品の供用状況を把握するために備品台帳を備え、供用備品に備品ラベルを貼り付けて整理しなければならない。年度末には保有備品と備品台帳を照合し、その間に数値その他内容に不一致があったときは、物品管理者又は物品出納員は必要な措置を講じなければならないとされている（世田谷区物品管理規則（以下「物品管理規則」という。）第33条）。しかし、備品の管理において、次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管において、備品登録時の単価を誤り、誤った金額を備品台帳に登録した。

保有備品は区の財産となるものである。登録時に正確な情報を記録するのは当然であるが、以降に誤りが発覚した際は、遅滞なく措置を講じ、適正な記録管理に努められたい。

④指定供用物品等の管理について

郵券、ごみ処理券など、世田谷区物品管理要綱第15条に掲げる会計管理者が指定する供用物品については、物品管理規則第35条の規定に基づき、指定物品受払簿又はそれに代わるものを備え、その供用状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。しかし、その管理について、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管において、既に数百枚の在庫がある状態で更に数百枚の郵券を購入し、種別ごとに数百枚ずつ翌年度に繰り越した。

使用予定のない指定供用物品は、随時行うべき物品管理がおろそかなりがちになり、管理上のリスクが生じる。購入の際には在庫状況を確認し、当面使用予定のない数量の購入は控える、使用予定のある種別に交換するなど、物品の適正管理及び有効活用への取組みを検討されたい。

その他、区の財務事務の手引きには、供用状況の管理方法の一つとして、指定供用物品を購入し、受払簿に記載した際は、納品書兼完了届の

検査月日欄の下の余白部分に「指定物品受払簿に転記」と記入することとされているが記載されていない事例、指定物品受払簿には検査日で記載することとされているが納品日で記載している事例が、複数の所管において見受けられた。これまでの監査においても繰り返し意見を述べてきているが、即日払い出す場合の納品書兼完了届への記入も含め、財務事務の手引きに即った適正な管理を行われたい。

⑤資金前渡による支払事務について

資金前渡とは、特定の経費について、職員に概括的に資金を交付して、支払いをさせる制度である。資金前渡を予定した事業予算は、所定の手続きに沿って支出負担行為を行い、適正な支出を行わなければならない。しかし、その事務について、次のような事例が見受けられた。

- ・ 総支所所管における地区移動町会長会議への職員参加に伴う負担金について、起案による事業決定後の財務会計システム処理を失念したため、立替払いで対応した。
- ・ 都市整備領域所管において、近接地外への職員出張に伴う前渡金支出のための財務会計システム処理を失念し、出張当日職員が旅費の立替払いを行った。
- ・ 教育領域所管の施設において、合理的な理由がなく交際費の立替払いを行った。

区の事業執行において、必要な経費は予算化されており、そこから所定の手続きを経て執行しなければならぬ。変則的な手続きは事故につながる可能性がある。また、立替払いは金銭管理において公私の別に曖昧さが生じるおそれがある。前渡金の取扱いについては、執行までに遅滞なく手続きを行い、適正かつ誤りのないよう執り行われたい。

⑥その他の財務に関する事務について

その他の財務に関する事務として、複数の所管において次のような事例が見受けられた。

- ・ 見積書や納品書兼完了届の原本について、保存期間満了前に廃棄した。

世田谷区公文書管理規則の別表には、公文書の保存期間の設定基準が示されている。規定を再確認し、各々の公文書区分や内容に則した取扱いを徹底されたい。

地方自治法第 150 条第 2 項には、市町村長の努力義務として、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するた

めの方針を定め、必要な体制を整備することが規定されている。本区では、内部統制制度を導入していないが、令和 2 年 4 月に世田谷区コンプライアンス基本方針を策定し、コンプライアンス推進委員会のもと、事務ミス対応報告書の提出やリスクマネジメント報告書の集約など、区の事務事業の適正性の確保に向けた取り組みを進めている。令和 6 年 5 月には、予防・人材育成・業務改善等にも触れた、「ミス・事故防止虎の巻～適正な事務をサポートするために～ Ver. 3」をまとめている。

令和 6 年度の定期監査では、事務執行の際に担当者及び事業決定者等が十分な準備をしていなければ防げることができたとと思われる指摘事項が多かった。これまでの取り組みを踏まえつつ、ミスが起こりにくい、ミスにつながらない仕組みづくりに努め、より一層、業務の適正な実施の確保に取り組みたい。

(2) 各領域の事務事業について

①企画総務領域

区政運営の基本的な指針である「世田谷区基本計画（令和 6 年度～令和 13 年度）」の策定にあたっては、素案に対するパブリックコメントだけでなく、新たな意見聴取手法として、デジタルプラットフォーム(Digital Platform)を活用した意見募集や啓発用子ども向けリーフレットを用いた子どもからの意見募集などを採り入れ、幅広く区民意見を聴取しており、その取り組みの姿勢は概ね評価できる。そのうち、スマートフォンなどから意見を提出できるデジタルプラットフォームは、認知度が上がらずあまり利用されなかったことだが、反面、ワークショップ等の対面式で議論を交わす方法も依然として重要との認識も得たことである。今後の計画等の策定に際しては、様々な手法の中から目的に合った適切な手法を用いて区民意見を聴き取り、計画等に積極的に反映させるよう努められたい。

近年、全国的に震災、風水害等の被害が多発する状況において、区ではDX推進の視点から、最新の技術に基づく災害時の情報収集・意思決定ならびに情報発信の一元的な管理・運用体制の再構築に取り組むことを目的として、令和 5 年 9 月に防災情報システムを導入した。全庁的に活用するシステムのため、全庁的な操作研修や定期的なシステム入力訓練の実施、災害対策本部運営訓練での活用、大雨警報等発令時のシステムを利用した被害情報の収集及び情報共有など、大災害発生時にも円滑にシステム活用ができるよう備えている。令和 6 年年度の能登半島地震もあって区民も危機感を持っており、災害対策にやりすぎはない。災害発生時の避難所設置や備蓄品の配布等には迅速に対応すべきであり、備蓄物品の備えも十分とは言えない状況と認識している。区の責務を適切

に果たし、国・都の動きを見据えながら、周知や準備を怠ることなく対応願いたい。

区の公用車については、令和4年10月に「公用車の管理運営等に係る基本方針」が策定され、それを受けて令和5年度中に「公用車総合リース」という仕組みに移行した。区が所有していた車両の所有権を事業者へ移転してその車両を事業者からリースで借り受けるリースバス方式や公用車の代替手段として採用したインスターネットで配車可能なタクシー配車システムが、円滑に導入できたことを評価する。令和4年度の方針策定から5年間で、所有の場合と比べて約2.5億円の経費削減を見込んでいるとのことであり、引き続き計画的な車両の入替え・削減を進めるなど、より初率的・初果的な車両運営に取り組まれない。

区では、公共施設の運営改善に向けて、新公会計制度を活用したデータベースを施設経営情報システムとして構築している。システムでは、区が所有、又は管理する公共建築物の施設情報、工事履歴等の他、新公会計の財務データを毎年度蓄積し、庁内閲覧を可能とすることで、施設所管課、関係所管課によるコストや財務データの分析、今後の改築計画の検討などに活用している。各施設の建築物情報をまとめ、閲覧及び共有することで、情報の一元化、見える化を積み重ね、運営改善に活用するとともに、関係所管課と施設カルテ作成の検討を開始し、今後の施設整備計画に役立つシステムを目指すとしている。区施設は、公共施設等総合管理計画に定める改築年数を迎える施設が相次ぎ、建築費用の高騰や人材不足等による経費増加が懸念される。本システムを有効活用し、施設所管課と連携し、工夫等を図りつつ施設整備及び施設維持管理に取り組みたい。また、施設所管課に対しても本データベースの意義を十分に周知し、有意義な活用につながるよう働きかけられたい。

②区民生活領域

コロナ禍を経て令和5年10月に開催された第45回たまたまがわ花火大会は、4年ぶりの開催のため実行委員会事務局である区や関係機関に経験者が大変少なく、また、多摩川築堤工事の影響による来場者誘導線の大幅な変更などもあり、1～2か月ほど前倒しして準備を行うなど苦労の上実施されたが、観客31万人を集めて大きな事故もなく無事に開催されたことを評価する。たまたまがわ花火大会をはじめとする各事業には、コロナ禍で数年間の中断・縮小を余儀なくされたものが多いが、その多くが苦労しながらも工夫を重ねて復活しており、各事業関係者の努力も併せて評価する。今後も予期せぬ災禍に見舞われた場合には、状況の変化に応じて事業継続の可否を判断し、適切に対応するよう努められたい。

区では、上用賀公園拡張事業におけるスポーツ施設整備について、ア

ンケート調査、複数回のワークショップや意見交換会を通じて聴取した区民意見を踏まえて「上用賀公園拡張事業基本計画」を策定し、体育館や多目的広場の整備に加え、災害対策機能の整備、警備員の夜間巡回などの内容が盛り込まれた。区内に不足している体育館整備となることから、区民が待ち望む施設であり、引き続き区民意見を聴き取って、着実に整備事業を進めていきたい。また、この施設整備にDBO（デザイン・ビルド・オペレーション）方式を採用することで、設計段階から民間事業者のノウハウを発揮させ、そのアイデア等を活かすことによりサービス向上と事業コストの削減を目指していることを評価する。DBO方式で進めるにあたっては、防災拠点に求められる機能の確保を確実にするため、要求水準書で要件を明確に示すなどとして、区と事業者の間で認識に違いが生じないよう留意されたい。そしてこの事業が、新たな施設整備手法を用いた良い先例となるよう努められたい。

区は、令和2年に「世田谷区気候非常事態宣言」を行い、2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。さらに、区民・事業者と気候危機の問題を共有し、気象災害から生命と財産を守り、二酸化炭素を含めた温室効果ガスの排出量を削減し気候変動を食い止める取組みを一層推進するため、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（令和5年度～令和12年度）」を策定した。この計画では、温室効果ガス排出量の令和12年度目標として、平成25年度比57.1%削減という国や都を上回る目標を掲げており、より一層の取組み姿勢として評価する。二酸化炭素排出量実質ゼロの実現は困難な目標だが、区民・事業者・区それぞれが主体的に地球温暖化の緩和と適応に向けた取組みができるよう、子どもへの環境教育を通じた普及啓発、脱炭素のための補助事業の周知徹底、国の施策の活用など、効果的な施策に取り組みで目標の実現に努められたい。

区におけるコロナ禍後のインバウンド需要の高まりは、三軒茶屋観光案内所に訪れた外国人観光客が令和4年度の866人に対し、令和5年度は5,564人と約6.4倍に増加したことからも明らかである。豪徳寺の招き猫や三軒茶屋や下北沢の個性的な店など、外国人観光客にも関心を持たれたるコンテンツが点在していることから、SNSを活用したPRの強化、商店街の個店などの魅力掘り起こしの促進、国内外から来訪者を呼び込んで区内での消費活動を促す仕掛けの検討など、区内全体へ波及させる様々な取組みを進めていることは評価できる。観光需要を区内産業への経済効果に波及させることが重要である一方で、住宅都市という世田谷区の特性を考えると、オーバーツーリズムや不適切な民泊運営が生じないよう注意を要する。関係機関と連携を図り、バランスを取りながら、せだがや観光の推進に努められたい。

らず、共働き家庭の増加などにより登録児童数が年々増加している。加えて、小学校の35人学級の導入等により学校施設の普通教室への転用が進み、これまで使用できていたスペースが使えるなど、大規模化と狭あい化の双方で大きな課題を抱えている。区は、これらの解消に向けて令和6年4月に5カ所の民設民営放課後児童クラブを開所しており、今後も更なる整備を進めるとしている。学童クラブは児童が安心して楽しく、主体的に自分らしく過ごせる場であればならない。人口や交通事情などの社会的条件、現在の利用状況及び利用希望等を勘案するとともに、保護者や事業者、地域住民の意見を踏まえつつ、計画的に必要なサービス量を確保することが重要である。引き続き、子どもの遊びや生活の場の確保と安心して過ごせる規模の適正化に努められたい。あわせて、民設民営放課後児童クラブが「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」が示す、放課後児童健全育成事業の望ましい方向性に向かうよう、支援を進められたい。

区では、児童相談所での業務の質の確保と向上を目的として、外部評価機関による第三者評価を定期的に行っている。児童相談業務における子ども家庭支援センターの一元的運用に関する取組みや、一時保護所における子どもの個性や状態を大事にしている様子や丁寧に関わりなどが特に評価されており、児童相談所全体として高い評価がなされている。一方、一時保護所の学習面において、教職経験のある学習指導員の配置についての課題が示されたことから、令和6年度より公立学校の管理職経験者を学習指導員として新たに配置し、原籍校との連携強化に取り組みなど、改善を図っているところである。引き続き、評価された点はさらに充実を図るとともに、課題とされた点の改善を図り、子どもの立場に立った質の高い支援を行えるよう取り組まされたい。また、開設当初を大きく上回る保護人数の実績があることから、躊躇なく子ども安全・安心を確保するためにも一時保護所定員の拡大が必要であると課題も示された。里親や養護施設への一時保護委託や東京都と特別区の相互利用協定により、現状では支障なく運用されていることだが、今後の需要を見越した施設の適切なあり方について検討されたい。

④都市整備領域

区は、災害に強いまちの実現をめざし、「世田谷区耐震改修促進計画」に基づき、これまで建築物の耐震化に取り組んできた。今後発生が予想されるマグニチュード7クラスの首都直下地震に備えるためにも、耐震化の促進は行政が取り組むべき喫緊の課題である。平成28年の熊本地震では、平成12年5月までに着工された新耐震基準の木造建築物にも倒壊などの被害が生じた。都が令和4年5月に公表した「首都直下地震

③保健福祉領域

区は、地域保健医療福祉総合計画を策定し、令和6年3月に計画の改定を行った。前期の計画では、国が示す「地域共生社会」の考えを先取りし、全ての区民を対象として「医療」「介護」「福祉サービス」「住まい」「予防・健康づくり」「生活支援」の5つの要素が一体的に提供される「世田谷版地域包括ケアシステム」の構築と推進に努められる。今期の計画では、この「世田谷版地域包括ケアシステム」に「就労」「教育」「社会参加」「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、地区において伴走する体制を整えることで強化して、変化し続ける課題に応え、下支えする基盤整備を推進していくこととしている。また、今期の計画は、重層的支援体制整備事業の実施計画を兼ねている。重層的支援体制整備事業は5つの事業から構成されており、包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業の4つは、基本目標「世田谷版地域包括ケアシステムを強化する」に位置づけ、地域づくり事業は、基本目標「世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備」に位置づけて事業展開を行うこととしている。重層的支援体制整備事業が想定する複雑かつ困難な事案に対応するには、計画作成終了ならず、地域で熱心に活動される方が疲弊しないよう、基盤整備を着実に進めることが求められる。また、地域の方々の理解を得ながら、現実の課題に対応していく必要がある。また、地域の方々や社会福祉協議会への支援強化を図られたい。

区は、令和5年12月に世田谷区手話言語条例を制定した。本条例では、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、区の責務、事業者の役割、区民の協力などを定め、手話の普及啓発や手話を用いた情報発信、人材の確保や養成等について定めている。区は条例による取組みの推進に向けて、手話体験教室の開催拡充、区報での手話イラスト掲載、区役所に待機している手話通訳者の配置時間の拡充などを行っており、令和7年度開催のデフリンピックに併せてスポーツ推進部と連携した普及啓発等にも取り組むこととしている。障害者差別解消法のもと、聴覚障害者への合理的配慮提供の推進が必要である。東京都や各区も手話言語によるコミュニケーションの推進が進んで進んでおり、引き続き区としても手話が使ええる環境を整備するよう努められた。事業者や一般への啓発では、事業者の協力により、(株)NHKエンタープライズのポスター制作やラグビーのブラックラムズ東京の手話普及動画配信など、これまで区が届かなかった場面での啓発も行っている。今後も更なる取組みを期待する。

新BOP学童クラブでは、区内の児童数が減少傾向であるにもかかわらず

の中で、公共交通機関の利用促進や交通事業者への支援のあり方、公共交通不便地域対策等について協議を進め、「世田谷区地域公共交通計画」を策定することとしたものである。デマンド型交通などの新たな公共交通手段の展開も視野に入れ、引き続き、課題となっている公共交通不便地域の解消や、持続可能な地域公共交通環境の構築に向けた取り組みを進められた。

下北沢駅前広場は、小田急線連続立体交差事業を契機に都市計画道路路補助線街路第54号線に接続する世田谷区画街路第10号線として平成15年に都市計画決定され、その後平成18年に事業が認可され、用地取得が進められた。区では、令和元年度より駅前広場の準備工事に着手し、令和5年度には広場北側で歩道ブロック舗装、街路樹、ベンチ設置、照明整備を行い、令和7年度末の完成を目指して、令和6年度から広場本体の築造工事に着手した。工事にあたっては、周辺道路の幅員が狭い上に歩行者が非常に多いことから、工事車両等の安全対策が重要となる。このため区では、工事車両の通行は歩行者が多い道路を避け、小田急線の上部空間を活用するなど、可能な限り歩行者や自転車と錯綜することがないようにし、危険な箇所には交通誘導員を配置するなど事故防止に努めている。下北沢駅前広場は、地域の活性化の核としての役割が期待され機能確保や防災機能の強化、地域の安全管理を徹底しつつ、予定どおりの完成を目指し工事に取り組まれている。

⑤教育領域

区では、教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける「世田谷区教育振興基本計画」を令和6年3月に策定している。策定にあたっては、子どもたちからの意見等を参考にするため、児童・生徒を対象としたアンケートやグループワークを実施し、計画では、最も大切な視点を「子どもを主体とした教育への転換」として、子どもの学びや成長に関わる全ての関係者と共通理解を深めることに重点的に取り組むとしていた。また、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映するため5年間の計画とした。計画の実施にあたっては、実施計画(行動計画)に掲げる取組みの進捗状況を把握し、学校現場の状況と社会状況の変化を踏まえつつ点検・評価を行い、必要に応じて改善を図りながら着実に推進されたい。教員の働き方改革に関しては、「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」の令和7年3月策定に向けた取組みを進めており、令和5年度は、プラン策定に先立って「学校の働き方改革に関する教員アンケート」を実施するとともに、教員の子どもとも向き

等による東京都の被害想定」では、熊本地震の被害状況等を踏まえて、新耐震基準の木造建築物を含めた耐震化促進による被害軽減効果が示され、都は、新耐震基準の木造住宅を含む耐震化目標を定めるとともに耐震化支援制度の対象拡充を図った。これを受け区では、令和6年4月より新耐震基準の木造住宅への耐震化支援制度の拡充を行った。令和6年度の木造耐震診断の申込み状況については、能登半島地震の影響もあり令和5年度に比べ大幅に増加している。区は、新耐震基準の木造住宅に対する無料耐震診断の一層の周知を図り、耐震診断を実施した住宅については、耐震改修工事に進むよう啓発に努め、災害に強い街づくりのため、引き続き木造住宅の耐震化の促進に取り組まれている。

等々力溪谷公園では令和5年7月6日に倒木が発生し、区は、公園利用者の安全確保を最優先し、公園内の一部について立入り・通行を禁止した。また、溪谷公園内の約700本の樹木について樹木医による調査を実施し、専門家の指導のもとで溪谷樹林地の環境改善に向けた取組みを進めている。全面開放に向けた作業は当初4年程度かかるとしていたが、対象木の精査等の知識・技術のある職人の確保や、溪谷公園の一部に重機搬入が可能となり、伐採・剪定樹木の搬出等の労務負担軽減により作業期間を約1年半程度に短縮した。公園の早期再開を期待する声も多いなか、区では、作業が完了し安全が見込める区域については、順次開放しながら令和7年度中の全面開放を目指している。また、等々力溪谷等の保全再生を目的に、ふるさと納税による寄附募集を令和6年6月から開始し、危険木の伐採や剪定作業のほか、樹林地の課題である根上がり、ナラ枯れ被害への対策等に活用とされている。計画どおりの溪谷公園の全面開放を目指し、引き続き危険木の伐採剪定作業を着実に進めていくとともに、専門家や公園に関わる様々な主体と連携し、樹林地の環境改善に継続的に取り組まれている。

区では、「世田谷区交通まちづくり基本計画」に代わる次期計画として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「地域公共交通活性化再生法」という。)に基づく「世田谷区地域公共交通計画」の策定を進めている。区では、これまで、南北交通軸の整備やコミュニティバスの導入、砧モデル地区におけるデマンド型交通の実証運行など、地域公共交通の活性化に取り組んできた。一方で、コロナ禍後のライフスタイルの変化等による公共交通機関の利用者減少やバス交通においては運輸業等での時間外労働の上限規制による2024年問題により運転手不足に拍車がかかるなど、公共交通サービスの維持・確保が厳しい状況となっている。今後、路線バスの減便や廃止の可能性もあり社会生活への影響も懸念される。こうした状況を踏まえ、区は令和5年度に地域公共交通活性化再生法に基づく「地域公共交通活性化協議会」を設置し、こ

うべく様々な工夫を行い、当事者に粘り強く対応している学校もあった。引き継ぎ、学校現場との十分な連携のもと、学びの多様化学校（不登校特例校）の開設やほっとスクールの地域偏在の解消を目指すなど教育機会確保に努められたい。

合う時間や授業準備等の時間確保に向けて、スクール・サポート・スタッフ、学校生活サポーター、水泳補助指導員、英語活動、理科、中学校部活動等の各支援員等を配置していた。これらは、教員の負担軽減に有用に機能している反面、学校現場では、配慮を必要とする児童・生徒の増加を背景にして、予算上の制約や学校現場で人材を確保しなければならぬことなどから、十分な配置ができないうような状況も見受けられた。加えて、教員の産休、病休等の代替え職員の確保が困難であり、学校現場にて苦慮している状況も垣間見られた。学校の働き方改革は、子どもたちにとって、教育の質を確保する面からも急務であることから、プランで策定する取組みを着実に推進されたい。

学校教育施設に関しては、社会状況の変化に応じた対応を行うため、令和8年度までとしていた計画を前倒しした公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)(以下「一部改訂計画」という。)を令和6年3月に策定している。一部改訂計画では、改築、長寿命化、保全改修の基本的な考え方として年度ごとに3校ずつの施設更新や学校プール整備の考え方として学校プールの共同利用等についてまとめている。一方、この10年間耐震化などの課題が山積し計画的な改修が進められなかったことにより、プール槽内の塗装剥離で児童が受傷するといった劣化による事故や貯水槽が溢れて校舎が冠水したという事例も起こっていた。また、近年ゲリラ雷雨の多発に伴い、学校現場では、校庭の側溝が溢れて校庭が冠水した、校門までの通路が冠水して校門が使用不可になった、大雨の際に雨漏りが頻発したといった事例、猛暑により上層階の教室のエアコンが効かず、他教室に避難するなど運用を工夫している事例もあった。今後施設整備等に当たっては、一部改訂計画に掲げた改築、長寿命化改修、保全改修の着実な推進とともに、周期的な点検・改修にも努め、事故防止に努められたい。また、突発的な事例に関しても、現場の状況を踏まえつつ、児童・生徒の安全面や健康面の視点で精査し適切に対応されたい。

不登校支援に関しては、令和4年12月に不登校の状況にある児童・生徒と保護者を対象にニーズ調査を行い、調査結果をもとに令和6年3月に各学校における教職員共通の不登校支援の指針となる「不登校支援ガイドライン」を令和6年3月に策定している。不登校対策としては、不登校児童・生徒が増え続ける中、教育総合センターを中心に学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」の教室の増設、ほっとスクールの運営、ほっとルーム（別室登校）児童・生徒に対する支援などに取り組んでいた。加えて、学びの多様化学校（不登校特例校）等の基本構想策定、ほっとスクールの地域偏在の解消、ほっとルーム（別室登校）の設置拡大に向けても取り組んでいる。一方、各種の個別対応を行

終わりに

以上、令和5年度を中心とする財務事務の執行状況や事務事業等について意見を述べてきた。

財務事務について指摘した事項は、これまでも監査で繰り返し指摘しているものが多く見られた。こうした一つひとつの指摘事項の改善が見られない状況が続いていることで、区民の信頼を損なうことが懸念される。

契約事務では、関係法令やマニュアル等に基づき誤りなく実施されることと求められる。しかし、同日または近接する日付の類似の請書を合算すると随意契約に認められる上限額を超えた金額となる事例や、複数からの見積書徴取が必要な随意契約において1人からしか徴していない、あるいは全く見積書を徴取しておらず「所管課契約チェックシート」等に特段の理由の記録もない事例が多く見受けられた。また仕様書への契約条件等の明確な記載がない事例、履行が十分確認できる資料に基づかない検査が実施されている事例も散見された。支出事務等では、支出額や支払う相手方の誤り、支出の遅れなどの事例が見受けられ、特に今回は、支出額・相手方の誤りが複数確認された。支出額や支払先の誤りは区民や事業者等に対し直接影響を与えることになり、決してあってはならないことである。各所管課におけるチェック機能の見直しに加え、支出にあたっての審査機能の強化も含め、区全体でのリスクの軽減手法を検討し、適切な支出事務に努められたい。

物品管理においては、誤った備品の管理、指定物品受払簿の不備などの事例が見られた。特に備品の登録において備品の購入費用に意図的に他の費用を上乗せして登録していた事例は、新公会計制度全体への信頼を失わせることにもつながるものであり、厳に慎みたい。

財務事務の執行にあたっては、職員一人ひとりが、関係法令や手引き・マニュアルを確認・順守しなげが事務執行に取り組み、そのうえで不明点等があれば、同僚職員や上司をはじめ関係所管課に確認する手帳が求められる。

また、起案に根拠法令を記載しているにもかかわらずその規定と異なる決定を行う、予算所管課が現場の要望の実現のために規定に沿った取扱いをしないなど、区の基本ルールや自らの仕事の根拠を確認しないまま、前例踏襲や安易な方法で業務にあたっているのではないかと思われる事例も見られた。

区としてこの間、区内で事務ミス対応報告事案として情報共有を図るとともに「リスクマネジメント報告書」に「前年度の定期監査における指摘事項及び対応状況」欄を設け、リスクの発生予防に取り組みできてきている。しかし相変わらず、文書等の誤記載や紛失、発送文書の誤送付等が散見される。誰でもミスはするという前提に立ち、原因の多角的な検証を行うことで、ミスの起こらない、フェールセーフな業務の仕組みづくりによる再発防止に、全庁をあげて取り組まれたい。

今回施設に関する監査を行った際には、老朽化に起因する雨漏り等に加え、近年多発している豪雨や猛暑のために、これまでにない突発的な冠水や激しい日射の影響、空調機能の不足等の事例が複数の施設で確認された。また、予期せぬ倒木も発生しており、他自治体ではあるが、死亡事故も報道されている。世田谷区も、等々力渓谷公園内で倒木が発生し、他の樹木等も倒木の可能性があるため、園内の立ち入りを制限し、安全確保と樹林地を健全に維持するための作業を実施している。

区は、公共施設等の適切な管理・保全・更新に適切に取り組むために、平成29年に「世田谷区公共施設等総合管理計画」を策定した。その後、区の財政状況や区民ニーズの多様化等の状況、学校政策の円滑かつ着実な実施の必要性、環境への配慮や自然災害等へ対応するため、令和3年と6年に計画の一部改訂を行うとともに、新公会計のデータを活用した各施設の情報見える化等、今後の施設整備計画に役立つシステムの構築を進めている。

今後、気候変動などの状況の変化による新たな課題にも、区民の安全面や健康面の観点から十分に配慮しつつ、各施設の現場の状況を的確に把握し、一部改訂した計画等の着実な推進を図られたい。

団塊の世代の退職を経て、区の職員の年齢構成は大きく変化しており、35歳以下の職員が全体の4割以上を占めるなど急速に世代交代が進み、今後さらに若い世代の割合が増えることが想定されている。

区は令和5年度に「世田谷区人材育成方針」を策定し、職員、各職場、管理・監督者、総務部門、専門所管それぞれが主体的に人材育成の役割を果たし、連携・運動することにより、職員が成長を実感し、仕事にやりがいを感じることで、組織への共感や区への愛着を高める体制を構築するとしている。知識・経験の少ない若手職員が適切に事務を遂行するためのスキルの取得や、中堅・ベテラン職員の知識と技術の継承を実現する環境整備、管理職のマナジメント力の向上等により、全ての職員が高いモチベーションを持って働くことのできる人材育成に取り組まれたい。

今後は、令和6年度からの基本計画とそれと整合を図って策定された各個別計画、新たな行政経営への移行実現プラン等の計画のもと、施策を着実に実施し、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷の実現に向け、着実に取り組まれたい。